

1. <施策の概要>

基本理念	活力あふれ魅力ある学研都市のまちづくり	統括課	事業部 監理課
基本方針	住環境		
施策名	住宅	関連課	事業部 都市整備課
方針・目標等	◆町営住宅の長寿命化 ◆民間木造住宅の耐震改修促進 ◆地震に強い住宅の増加		住民部 人権啓発課
実施内容	◆町営住宅の長寿命化に係る取り組み ◆民間木造住宅の耐震改修に係る取り組み		

2. <指標の設定>

重点	指標名	単位	他団体比較		算式・引用等			
			団体名	実績/年度				
①	○ 住宅耐震化率	%			都市整備課調べ			
②	町営住宅使用料徴収率	%	本津川市	94.0	24	徴収額/家賃額		
③	町営住宅入居率	%	本津川市	92.4	24	入居戸数/住宅戸数		
④								
⑤								
			H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(試算)	H26(試算)
①	目標		81.0	81.0	82.0	84.0	86.0	88.0
	実績		80.5	81.0	81.5	82.1		
②	目標		92.0	92.0	92.0	92.5	91.0	91.5
	実績		91.6	91.7	92.0	90.3		
③	目標		95.50	95.39	96.05	96.68	94.73	96.05
	実績		95.39	94.74	96.03	93.42		
④	目標							
	実績							
⑤	目標							
	実績							

3-1. <指標から読み取れる成果と課題>

・住宅耐震化率は、「住宅・土地統計調査」の結果を基にしているが、5年に一度の実施のため、「固定資産の価格等の概要調書」の数値から推計し計上している。実績においては、新築住宅戸数増加等の要因を踏まえ、毎年着実に0.5%程度の耐震化率を向上させている。ただし、耐震改修促進計画で掲げる27年度の目標数値90%達成には、耐震改修の重要性について啓発活動を進める必要がある。・町営住宅の入居率は、平成24年度に住宅退去等により空き家が生じたため、入居率が幾分低下した。東日本大震災の被災者用住宅等を除き、有効活用を図るため空家改修を実施し入居募集を進める。・住宅使用料の徴収率は、過年度と同程度で推移している。

3-2. <住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点>

・東日本大震災の影響もあり、耐震診断件数には増加傾向が見られるが、耐震改修へ繋げるためには、住民フォーラムや個別相談会などの実施により普及啓発を強化する必要がある。
・町営住宅使用料の徴収率向上のため、夜間訪問徴収等の強化が必要である。

4-1. <施策を構成する事業>

重点	部 門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 <単位：千円>					
		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(予算)	H26(試算)
1	都市整備課	7,438	11,040	7,076	7,752	9,659	10,859
	建築物耐震改修促進事業	112	2,052	528	1,513	3,420	4,620
	一般事業 193	28	463	132	379	855	1,155
2	都市整備課	-	-	7,296	4,772	-	-
	建築物耐震改修促進事業(繰越明許)	-	-	2,700	900	-	-
	一般事業 193	-	-	0	0	-	-
3	監理課	24,855	22,287	36,665	37,179	36,849	36,849
	町営住宅維持管理事業	13,691	13,193	24,185	20,740	20,410	20,410
	一般事業 197	0	0	3,459	1,393	0	0
4	監理課	2,332	2,248	2,801	5,480	-	-
	京都府住宅新築資金等貸付事業	177	174	79	87	-	-
	一般事業 199	0	0	0	0	-	-
5							
6							
7							
8							
9							
10							

4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・建築物耐震改修促進事業では、広報「華創」、回覧、町ホームページ、精華町住民フォーラムで耐震性の必要性を訴えた結果、平成24年度の木造住宅の耐震士派遣事業による耐震診断は15件を数えた。また、木造住宅の耐震改修工事に対する補助を2件実施した。

・町営住宅の住環境整備や修繕要望に対応した結果、住環境の保全や住宅の機能維持を図ることができた。老朽化する住戸の長寿命化を図るため、継続した取り組みが必要である。

5. <施策の今後の方向性>

・木造住宅の耐震化の必要性と、耐震診断士の派遣事業及び耐震改修工事費に対する補助制度について、回覧やチラシの配布、住民フォーラムの開催による啓発活動を実施する。

・町営住宅の適正な維持管理のため、必要な機能維持及び改善のため継続して取り組む。

・計画的に町営住宅の修繕を行い、住環境の整備に努める。

・町営住宅使用料の徴収強化のため、夜間訪問徴収の回数を増やすなどの徴収努力を行う。